

ふくく知っとく

～どうするこんなとき～

災害に対するご家庭での備え編



～これだけは準備しておこう～

食料・飲料などの備蓄、十分ですか？

食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例(人数分用意しましょう)

・**飲料水** 3日分(1人1日3リットルが目安)

・**非常食** 3日分の食料として、ご飯(アルファ米など)、ビスケット、板チョコ、乾パン など

・**その他日用品** トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ろうそく・カセットコンロ など

※飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。

非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？

非常用持ち出しバッグの内容の例(人数分用意しましょう)

- ・飲料水 ・食料品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- ・救急用品(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- ・マスク ・軍手 ・懐中電灯・下着・タオル ・携帯ラジオ・予備電池 など

避難場所や避難経路、確認していますか？

いざ災害が起きた時にあわてずに避難するために、お近くの避難場所と避難経路を事前に確認しておきましょう! 避難場所については、「木更津市防災マップ」に掲載してあります。市のホームページからダウンロードできます。

万が一災害が起こった場合は

市の広報無線等を確認し、速やかに指示に従いましょう!

●各種相談(無料相談)

相談内容	月	日	時間	電話	会場
心配ごと相談(電話相談可)	9月	4日(月)・7日(木)・14日(木)・21日(木)・25日(月)	13:00～16:00	☎(25)2089 ※祝日は休み	木更津市民総合福祉会館(木更津市潮見2丁目9番地)
	10月	2日(月)・5日(木)・12日(木)・19日(木)・23日(月)・30日(月)			
	11月	2日(木)・6日(月)・9日(木)・16日(木)・27日(月)・30日(木)			
	12月	4日(月)・7日(木)・14日(木)・21日(木)・25日(月)			
法律相談(要予約)面談相談	9月	11日(月)・27日(水)	13:00～16:00	☎(25)2089 ※相談月の第1営業日の午前8時30分より受付開始 ※祝日は休み	木更津市潮見2丁目9番地
	10月	16日(月)・25日(水)			
	11月	13日(月)・20日(月)・22日(水)			
	12月	11日(月)・18日(月)・27日(水)			
結婚相談		火	10:00～16:00	☎(25)2089 内線24番 ※9/12・11/14(火)は休み	
ボランティア相談		月～金	9:00～16:00	ボランティアセンター ☎(25)2089 内線25番 ※土日祝日は休み	

《休館日のお知らせ》

施設名	9月	10月	11月	12月	問合せ
木更津市民総合福祉会館	17日(日) 18日(祝) 23日(祝)	9日(祝) 15日(日)	3日(祝) 19日(日) 23日(祝)	17日(日) 23日(祝)	木更津市潮見2-9 ☎(23)2611 年末年始休み 12/28~1/4
木更津市老人福祉センター	4日(月)・11日(月) 18日(祝)・19日(火) 23日(祝)・25日(月)	2日(月)・9日(祝) 10日(火)・16日(月) 23日(月)・30日(月)	3日(祝)・6日(月) 13日(月)・20日(月) 23日(祝)・27日(月)	4日(月)・11日(月) 18日(月)・23日(祝) 25日(月)	木更津市十日市場826 ☎(98)6651 年末年始休み 12/28~1/4

木更津市社協への善意の寄付

～心温まる善意の寄付ありがとうございました～

寄付をいただいた方々は以下のとおりです。

受付期間：平成29年6月9日～平成29年8月7日(順不同、敬称略)

- 寄付金
- ・千葉県ヤクルト販売株式会社
 - ・日豊興産株式会社
 - ・ヒロノ商事株式会社
 - ・あすなる歌謡会
 - ・山田 陽子
 - ・平良 明子
 - ・原 初恵
 - ・千葉県退職公務員連盟
 - ・木更津金鈴ライオンズクラブ
 - ・医療法人社団 恒久会
 - ・日豊電材株式会社

- 寄付品
- ・シンプレスジャパン株式会社
 - ・千葉県退職公務員連盟

※善意の寄付をお待ちしております。

問合せ 管理係 ☎(25)2089 FAX(23)2615



木更津市社会福祉協議会 ヘルパー募集

「初めての利用者さん宅への訪問に不安を感じる」という声を聞きますが、未経験者でも大丈夫。当サービス提供責任者が同行して丁寧に引き継ぎを行っています。

資格 介護福祉士または初任者研修修了者で健康な方(要)普通自動車免許 週3日以上働ける方。(働きやすい時間や曜日に合わせてくれます)

待遇 時給1,200円～ 交通費別途支給(土・日・祝日は1時間につき300円加算)

問合せ 介護支援係 ☎(23)2642



広報紙「福祉きさらづ」広告募集!

年間4回発行、(7月1日、9月1日、12月1日、3月1日)毎号

41,500部を発行し、新聞折り込みで各世帯へまた各公民館・行政機関などへ配布しております。

1区画 縦4cm×横5.5cm
11,000円

2区画 縦4cm×横11.2cm
20,000円

4区画 縦8.2cm×横11.2cm
37,000円

問合せ 地域福祉係 ☎(25)2089 FAX(23)2615
E-mail info@kisarazushakyo.or.jp

いつまでも元気に暮らし続けよう

第8回君津圏域公開フォーラム

参加費無料
申込み不要

- 日時 9月10日(日) 12:30～16:00(12:00～受付開始)
- 会場 君津中央病院(木更津市桜井1010)
- 講演 12:30～13:30 「高齢者と自動車運転」
講師: 細井 尚人 先生(袖ヶ浦さつき台病院 医師)
- 発表 14:00～16:00 「市民・地域の健康増進活動の発表」
市民グループ・市役所・社会福祉協議会・認知症カフェなどによる活動の発表
- 相談体験 12:30～16:00 「医療介護専門職によるプログラム」
①健康チェック&体験コーナー ②健康相談会
③イベントコーナー
※動きやすい服装・靴でご参加ください
- 主催・問合せ先 君津地域リハビリテーション広域支援センター
君津中央病院 リハビリテーション科内
担当 児玉/景山
☎0438(36)1071(代)



老人福祉センター送迎バス「元気丸」号 スタートしました。

老人福祉センター利用者用の送迎バスの名前は、一般公募で多数の応募から選ばれ「元気丸」と名付けられました。

25人乗りのマイクロバスで、ボディに大きく「明るく楽しい 元気丸」と書かれていますのですぐ気づきます。

問合せ 木更津市老人福祉センター
☎(98)6651



～ 皆さまのご意見をお聞かせください。～
FAX: 23-2615 E-mail: info@kisarazushakyo.or.jp





赤い羽根共同募金にご協力を

運動期間 10月1日～3月31日

今年で71回目を迎える「赤い羽根共同募金運動」が10月1日より全国一斉に始まります。共同募金の約70%は、市内の子供たちや高齢者、障がいのある人等、支援を必要とする方々を支援し、木更津市を良くするために使われます。残り30%は、県内の福祉施設などへ助成され、さまざまな福祉活動に役立てられます。災害時には「災害ボランティアセンター」の運営にも役立てられます。

みなさんのやさしさが、地域の身近な福祉活動を支えています。

赤い羽根共同募金にご協力をお願いいたします。

また、共同募金運動の一環として、12月からは歳末たすけあい募金も実施されます。

共同募金の寄付には税制上の優遇があります。

(個人2千円を超える部分が所得税及び住民税の控除対象。法人は全額損金算入可)



募金箱設置のお願い

募金箱設置にご協力いただける、会社やお店などを募集しています。

(設置場所) 店内レジ脇、受付カウンターなど

(設置期間) 運動期間(10月～3月)

又は常設(1年)

問合せ: 千葉県共同募金会木更津市支会

☎(25)2089 FAX(23)2615



街頭募金活動の日

予定日	10月1日(日)	10月9日(月・祝)
時間	10時～16時	10時～12時 13時～15時
場所	・アピタ木更津店 ・木更津駅周辺 ・イオンタウン木更津朝日(カスミ)	・アピタ木更津店 ・マックスバリュ請西店 ・ベイシア金田店 ・三井アウトレットパーク木更津 ・イオンスタイル木更津店



平成28年度募金報告

戸別募金	7,158,484円
法人募金	1,046,500円
街頭募金	281,188円
学校募金	623,434円
職域・団体募金	705,453円
イベント募金・他	29,571円
個人・大口募金	24,257円
合計	9,868,887円

募金の主な使いみち

共同募金の配分先	おもな使いみち	平成29年度配分(28年度募金)
1.福祉施設や団体に	老人ホーム・障がい者施設・保育園・子ども会などの行事や物品購入の経費に活用	967,000円
2.ボランティア活動支援に	研修会の開催、福祉教育用器材の購入・整備、災害支援活動(被災者支援を含む)などの経費として活用	1,885,221円
3.市社会福祉協議会の事業や行事に	福祉まつりの開催や福祉功労者の表彰などの経費として活用	46,000円
4.心配ごと相談所に	法律・心配ごと・結婚の各相談所の運営経費として活用	1,388,000円
5.広報や啓発の充実に	広報紙の発行や社会福祉協議会ホームページの維持管理の経費として活用	2,622,000円
6.県内全域の福祉充実に	福祉施設・団体(高齢者・障がい者・児童)の物品購入や改修、災害見舞金や災害時のボランティアセンター運営経費、共同募金運動の経費などとして活用	2,960,666円
合計(平成28年度募金実績)		9,868,887円

歳末たすけあい低所得世帯見舞金の申請受付が始まります

★歳末たすけあい見舞金とは?

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環としてみんなでささえあうあったかい地域づくりをスローガンに、地域のみなさまや、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉関係者等の協力をいただきながら、誰もが地域で安心してあたたかいお正月を迎えることができるように支援するものです。

★見舞金配分の対象世帯(生活保護世帯は除く)

●対象1 次の基準全てに該当する世帯

- ①市内に在住していること。(施設入所者等は除く)
- ②生活困窮な状態で、支援を必要としており、かつ世帯全員が平成29年度市県民税非課税の世帯

●対象2

- ①今年、生活困窮となり、特に援助を必要としている世帯(事故・病気・失業などの具体的事由による)



*世帯の判断は同一建物内の居住者を、同一世帯とみなします。

◆申請方法 ご本人からの申請が必要です。

所定の申請書に記入のうえ、社会福祉協議会まで提出してください。申請書は社会福祉協議会事務局またはお近くの公民館・各地域包括支援センターにあります。なお、お身体が不自由などの理由で、申請書が取りにいけない場合は、お問い合わせください。

◆申請期間 10月2日(月)から10月16日(月)まで(消印有効)

※9日(祝)休館日を除く

◆見舞金の額

その年度の募金額と申請者数を考慮して、決定します。決定金額は、決定通知書に記載いたします。

問合せ 管理係 ☎(25)2089 Fax(23)2615